

検討項目	論点	委員意見
7. 遺族年金等 (1) 遺族年金	○高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給についてどう考えるか。	<p>【自らの保険料納付が給付額に反映される仕組みとすべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給については、まず本人の老齢厚生年金の全額受給を基本とし、遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の4分の3）との差額を支給するしくみとすべきである。（大山・小島・山口） ・提起されている問題は単に感情の問題にすぎないともいえるが、改正案の採用に問題はない。（堀） <p>【共働き世帯と片働き世帯の均衡を図る仕組みとすべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受給方法Ⅳ」は、①婚姻期間中に係る年金権は夫婦で共同して得たものとして給付に反映する、②自らの保険料納付を給付額に反映する、という自分の考え方に合致し、また、共働き世帯と片働き世帯の公平性の確保にもつながる。（井手） ・「受給方法Ⅳ」を導入しつつ、年金財政上厳しい状況にならないような割合を決定することが重要。（翁） ・老齢基礎年金＋（妻＋夫の老齢厚生年金）×一定割合とした上で、どうしても高額になる場合は上限を決めるなどしていけば働く女性も、働く女性を妻にもつ夫も公平になる。また、例えば「一定割合」を1/2とし、現在夫の老齢厚生年金の3/4で遺族年金を受給している方には経過措置を設ける考えはどうか。（今井） ・老齢年金受給者が遺族となった場合に支給される年金は、夫婦二人の合計年金額の一定割合（6～7割）とするのが適切。提案されている改正案（遺族に支給される2階部分の年金額を夫婦の合計老齢厚生年金額の一定割合とする案）に賛成。（堀） ・個人単位化の方向性との整合性を確保する上では、遺族厚生年金の水準は報酬比例年金の原則として2分の1とすべきであり、そうすれば共働き世帯と片働き世帯の間の遺族年金の均衡も図ることができる。この場合、4分の3という現行水準は経過的な措置として位置づけられることになる。（山崎） <p>【夫婦間の年金分割で対応すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金分割を導入すれば遺族年金が必要でなくなる層は拡大する。（大澤） ・高齢期の遺族年金については、夫婦間の年金分割で給付される自分自身の年金で暮らしていくのが将来的方向。移行期として、夫の厚生年金の5分の3か、年金分割した

	<p>○若年の妻に対する遺族年金についてどう考えるか。</p> <p>○支給要件における男女差等についてどう考えるか。</p>	<p>ものか選べるようにしてはどうか。(杉山)</p> <p>【若年の子供のいない妻については、給付を有期とするなど見直すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子のいない若齢期の妻については、遺族年金は有期給付とし、就労支援に重点を置くほうが望ましい。(杉山) ・18歳未満の子のいる妻に対する遺族年金については現行制度維持。子を有しない若齢の妻に対する遺族厚生年金の支給は見直しが必要(例えば、一定期間又は一定年齢までの年金支給、一時金支給等)。子を有しない中高齢の妻に対する遺族年金は、中高齢女性の雇用機会、雇用条件等を考えると、まだ必要性がある。(堀) ・若年層の遺族について、就労可能な配偶者については、遺族年金の受給期間の限度を設けるなどの見直しの必要性について検討すべきである。(井手・岡本・矢野) <p>【男女差は解消すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若齢遺族に関しての現行制度は、夫と妻で給付の対象となる年齢が異なること、および中高齢寡婦加算があることなど、現在の女性の就業率と照らし合わせて、時代錯誤と思われる。(井手) ・遺族年金の支給要件は、男女間の差異をなくすべき。(杉山) ・男女の支給年齢要件をどちらにそろえるかは、将来遺族年金のあり方としてどのような方向性をめざすかという観点から考えるべき。将来的に、男女がともに働く社会を想定した場合、第一義的には、男女の賃金労働条件の格差解消を図るべきだが、その上で、遺族年金の受給要件は男女とも中高齢の場合、としていくべきと考える。併せて、遺族となった者に子どもがある場合には、一定の配慮を行う形とすべきである。(大山・小島・山口) ・被扶養の夫55歳以上という年齢制限は外すべき。(今井) <p>【男女差はやむを得ないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女で雇用機会、雇用条件等に格差がある現状では、現行制度の男女差はやむを得ない。ただし、将来男女差が相当程度縮小すれば、支給要件を同一にする。(堀) <p>【生計維持要件の見直しが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金の年収要件(生計維持要件)については、当面、遺族年金を支える被保険者の年収とのバランスをはかる観点から、遺族となった者の年収に応じて年金額を段階
--	---	---

		<p>的に調整すべきである。例えば、当面、年収 600 万円までは遺族厚生年金を 100%支給し、それ以上の年収については、段階的に年金額を減額し、年収 850 万円以上の場合に遺族年金を停止する仕組みとする。また、適用認定は、毎年の年収を基に行うべきである。(大山・小島・山口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持要件の 850 万円は高すぎるのではないか。(堀) ・遺族年金の受給権は、被保険者等の死亡時のワンポイントでの生計維持関係により判定しているが、認定基準以上の収入がある場合でも受給権を与えた上で支給停止扱いとしてはどうか。(山崎)
<p>(2) 離婚時の年金分割</p>	<p>○離婚時の年金分割の具体的な在り方をどのように考えるか。</p>	<p>【離婚時の年金受給権分割を実施すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚した妻自身の年金による生活保障は現状では不十分であり、老齢厚生年金の分割を実施すべき。年金分割制度の導入は、離婚を促進するという意見もあるが、むしろ年金による生活保障を受けられなくなるために離婚したいのに離婚できないという現行制度の問題を解決するのではないか。(堀) ・夫の老齢厚生年金の受給権が発生していない時の離婚についても、分割を認めるのが望ましい。(堀) ・本来は婚姻期間中から年金権を分割すべきだが、仮にそれが直ちには困難であるとすれば、そこに至る当面の措置として離婚時の年金受給権の分割が考えられる。(山崎) <p>【離婚時の年金受給権分割の仕組みについての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割の有無、分割割合等については、夫婦の合意により分割。合意が得られない場合は、裁判所の審判等によって分割。(堀) ・分割は法改正後の離婚に限るが、分割の対象となる年金受給権は法改正前の婚姻期間を含めるべき。(堀) ・短期間の婚姻及び若年者同士の離婚についても分割を認めるべき。(堀) ・事実婚についても、遺族年金受給が認められる事実婚に限り、かつ、事実婚関係の明確な証明が得られた期間についてのみ、分割を認めるべきではないか。(堀) ・共働き夫婦についても分割を認めるべき。(堀) <p>【年金権分割は慎重に検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦間の年金受給権の分割は、家族形態や世帯の資産形成、離婚の形式にも関わる問題でもあるから、個別の事情を考慮する必要がある、慎重に検討する必要がある。ま

		<p>た、厚生年金基金における実務対応が可能であるか等も含めて検討する必要がある。 (井手・岡本・矢野)</p> <p>【婚姻継続中の夫婦の年金分割も可能とすべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻継続中の夫婦の年金分割についても、第3号被保険者問題の解決策としてだけでなく、2号一2号の年金分割も可能とすべきではないか。(井手) ・離婚の場合だけの年金分割は、中立性の観点から問題。(大澤) ・本来は婚姻期間中から年金権を分割すべきだが、仮にそれが直ちには困難であるとすれば、そこに至る当面の措置として離婚時の年金受給権の分割が考えられる。〈再掲〉(山崎) <p>【婚姻継続中の夫婦の年金分割には問題があるとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻継続中の分割は、問題が多い。(堀) <p>【第3号被保険者制度の見直しにおける年金権分割案との関係を明らかにすべきとの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦間の年金権を分割する方式の修正案(A-2案)である老齢年金の受給権発生時点で強制的に分割する方式と、離婚時の年金受給権分割制度として保険料納付記録の分割を選択する方式との関係について整理すべき。(大山・小島・山口)
<p>(3) 障害年金</p>	<p>○障害年金と障害者雇用の関わりについてどう考えるか。</p> <p>○無年金障害者についてどう考えるか。</p>	<p>【老齢年金と障害年金の組み合わせを検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害年金をもらいながら働いている人が65歳になり老齢年金をもらうようになると、年金額が減ってしまうことになる。障害基礎年金+老齢厚生年金という組み合わせを考えるべきではないか。(渡辺) <p>【拠出せずに無年金になった者に年金を支給することは困難とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料を拠出すべきであったにもかかわらず拠出せず無年金になった者に年金を支給するのは、拠出制の年金保険としては無理。(堀) <p>【福祉的措置について方向性を示すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上で障害基礎年金を受給していない無年金障害者については、障害者福祉施策(特別障害者手当(現在、月額26,860円)増額など)と年金制度(当面、国庫負担相

		<p>当分の障害基礎年金の支給等) 双方の組み合わせによる所得保障制度を早急に導入すべきである。(大山・小島・山口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無年金障害者には、基本的には福祉的措置で対応すべき。(堀)
<p>(4) 派遣労働者・失業者</p>	<p>○派遣労働者・失業者の厚生年金の取扱いについてどう考えるか。</p>	<p>【失業中も継続して厚生年金に加入できる仕組みとすべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の就労までの期間、厚生年金に引き続き加入できる「継続加入制度」を創設する。その間の保険料については、学生の国民年金保険料の猶予制度（10年以内に追納：学生納付特例制度）と同様に、保険料負担を猶予し（2年間：健保の任意継続加入期間）、再就職後にその分を追加分納する。なお、追納の保険料は、労使分、本人分（給付算定は半額）、免除（障害・遺族年金の対象）との3選択制として、追納期間は猶予期間の2倍（4年）以内とする。(大山・小島・山口) <p>【失業中に継続して厚生年金に加入する仕組みは慎重に検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者等については、前記の短時間労働者への適用と同様の問題がある。さらに、短期・断続的に就労する者も多いことから、事務手続きの煩雑さの増大等を踏まえて慎重に検討すべきである。(井手・岡本・矢野)

検討項目	論点	委員意見
8. 国民年金保険料の徴収	○国民年金保険料について、どのように収納対策の強化に努めていくか。	<p>◎今回の議論を受けて追加</p> <p>【国民の年金に対する不信感を払拭することが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金に入っていないければ損だということを知ってもらうことが必要。(近藤) ・入らないと自分が損をするということを強調して勧誘していくべき。また、そういう魅力ある制度にしなければならない。(若杉) ・世代間、世代内の不公平を解消することが何より効果がある。既に相当程度の事務費をかけており、さらに納付督促策の事務コストを上乗せするのであれば、費用対効果を見た対策が必要。(井手) <p>【保険料納付は国民の義務であるという立場から収納対策を強化すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の悪質滞納者については、少なくとも国民健康保険並みの滞納処分を行うべき。あわせて、未納者については、個人年金・生命保険の保険料控除の適用を除外すべき。(山崎) ・社会保険料と租税の一体的徴収を早期に実現するための検討を行うべき。(岡本・矢野) ・督促を行っても納付しない者に対しては滞納処分を行うべき。また国民皆年金の下では保険料納付は国民の義務であること、義務を果たさない者に対してはペナルティーがあることを明確に教育するべき。(矢野) ・徴収強化策として、国民健康保険証、パスポート、運転免許証等の取得・更新にあたっては国民年金保険料の納付実績等の提出を義務付けるべきである。(井手・岡本・矢野) ・悪質な滞納者に対しては、滞納処分を行うべき。また、学校教育の場では、なぜ保険料を納めなければならないのか、明快な説明が求められる。(渡辺) ・国民年金保険料の収納対策を強化することは、基礎年金制度維持のため極めて重要。しかし、基礎年金制度が空洞化し、破綻しているというのは、以下の理由により誇張にすぎない。ましてや、これら少数の者のために税方式化を唱えるのは、本末転倒ではないか。空洞化していること及び税方式化を唱えること自体が、未加入・未納問題を悪化させる要因になるのではないか。 <p>①基礎年金を支えるのは約7000万人の国民年金被保険者であり、このうち未加入・未納者は5～6%にしかすぎない</p> <p>②現在、高齢者の95%前後は何らかの公的年金を受給している</p>

		<p>③現在、未加入・未納の者が一生涯そうであり続けるかは疑問である</p> <p>④なお、保険料免除者を含めて空洞化を論ずる向きがあるが、負担能力のない者を保険料免除するのは当然である（堀）</p> <p>【被保険者の能力に応じた保険料の賦課徴収を行うべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現実に負担能力のない又は低い者については、現在の免除の仕組みを見直す必要があるのではないか。（堀） <p>【保険料の時効の延長を検討するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年で時効となっている現行制度は、税と同様に5年の時効に改めるべき。（矢野） ・2年間の時効は短すぎるのではないか。（杉山） <p>【年金についてのアドバイスを通じて保険料納付を促進していくべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に「トータルライフチェック」を行うようなアドバイス・教育機能を用意し、納付の実績や将来の受給見込みなどを自己確認できる仕組みを通じて、保険料納付を促していくべき。（杉山）
--	--	--

検討項目	論点	委員意見
9. 被用者年金の一元化	○被用者年金の一元化についてどう考えるか。	<p>【被用者年金制度についての統合を早期に実施すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金制度の安定化と公平化を図るため、被用者年金（国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済及び厚生年金）の統合を早期に実施すべきである。（井手・岡本・矢野）

検討項目	論点	委員意見
10. 福祉施設等	○福祉施設等についてどう考えるか。	<p>【年金住宅融資は廃止、グリーンピアは売却撤退すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金住宅融資については、廃止すべきである。また、大規模年金保養基地グリーンピアについては、閣議決定どおり、平成17年度までにすべての施設を売却・撤退すべきである。（井手・岡本・矢野）

検討項目	論点	委員意見
1 1. 企業年金等	①企業年金は、公的年金を補完して、多様化したニーズに対応する役割を果たしており、それぞれの役割を踏まえ、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保するという位置付けについてどう考えるか。	<p>【公的年金の役割を再考すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資金の株式運用によるメリットと公的主体による資金運用のデメリットを考えれば、私的年金の割合を増やすべき。公的な賦課方式部分を減らし、私的な部分を拡充することで、①人口構成の変化に弱い賦課方式の問題を緩和する効果、②自己責任を重視した年金を一部導入できる効果、③公的年金の運用額が金融市場の規模に比べて大きすぎるといった問題の一部解消が期待される。2階部分を薄くしていき、税制上の措置等により、既存の確定拠出年金をふくらませていく方向が望ましい。(翁) 公的年金、企業年金、個人年金のバランスをもう一度考えることが必要。公的年金の代替率は高すぎるので、30%程度に引き下げていくべき。自助(個人年金)の役割が限定的である点は再検討する必要がある。(若杉) 老後の生活費のすべてをカバーするような公的年金の給付設計を行うのではなく、私的年金等の役割を一層高めていくべきである。(井手・岡本・矢野) 公的年金を取り巻く客観的状況を考えると、今後は、国民一人ひとりが自立・自助の精神に立脚して現役時代に老後の準備をすることを社会の規範とすべき。(岡本・矢野) <p>【私的年金の基盤整備が重要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自助共助に対する政策上のインセンティブ、とりわけ私的年金に対する税制上の支援措置を充実する必要がある。(井手・岡本・矢野) 公的年金の改革と合わせ、より信頼の置ける企業年金制度とするよう、多様化する企業・従業員の要望への対応を含め、その制度の普及策について柔軟に検討する必要がある。(近藤) <p>【公的年金の役割の再考には慎重な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保障給付を切り下げても、私的負担に振り替えられるだけである。(大山・山口・向山) <p>【公的年金の役割を明示することが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金が保証するのはここまでだと若い世代に情報提供したほうがいい。足りない分は自助努力や市民間の支えあい(共助)で用意することができる。そのための環境整備も必要。(杉山)

②厚生年金基金制度について見直すべき点はあるか。

【免除保険料率の凍結解除を行うべきとする意見】

- ・厚生年金基金の財政の健全化を確保するため、免除保険料率引き上げ凍結の解除が急がれる。(翁、渡辺)
- ・免除保険料率引き上げの凍結解除をし、将来の免除保険料率には、予定利率の引下げ・死亡率の改善・給付の引下げ分を反映させるべき。(堀)
- ・凍結解除に伴う過去期間に係る負担増は、自己責任の下に財政健全化を図ることが原則である。その上で、基金責任とは言えない2004年制度改正によって負担が増加する部分を免除保険料率等で調整することを検討することとすべきである。(井手・岡本・矢野)
- ・免除保険料の凍結解除は厚生年金本体の保険料の引上げを前提とするのではなく、給付抑制などの見直しとともに検討すべきである。(井手・岡本・矢野)
- ・免除保険料、最低責任準備金の凍結解除と、免除保険料の算定基礎の見直し、特に予定利率の適切な設定(すなわち現在の5.5%からの引き下げ)については、厚生年金基金財政の健全化、受給権保護の観点から大変重要である。(近藤)

【免除保険料率の上下限を見直すべきとする意見】

- ・免除保険料の上下限を撤廃するか、少なくとも広げるべき。(渡辺)
- ・免除保険料の上下限を撤廃すべき。(翁、堀)
- ・免除保険料率の上下限(2.4%~3.0%)についても撤廃し、個別化を徹底すべきである。(井手・岡本・矢野)

【最低責任準備金の見直しに当たっては、公平性に留意するべきとする意見】

- ・最低責任準備金の見直しを行うのであれば、早期に代行返上を行う厚生年金基金との間で不公平な取り扱いが生じることのないように留意すべきである。(井手・岡本・矢野)

【基金解散時における自己責任原則の徹底が必要とする意見】

- ・いわゆる代行割れの厚生年金基金が解散の取扱においても、自己責任による財政健全化が必要である。その上で、分割納付、または、金額の特例を設けるためには、国民に対して納得のできる説明が必要となる。その場合、分割納付中に経営破綻等が生じる可能性等に対して、将来の返済が確実に行われるための措置が必要である。(井手・

	<p>③確定給付企業年金制度について見直すべき点はあるか。</p>	<p>岡本・矢野)</p> <p>【分割納付に関し担保措置の検討が必要との意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きちんとした返済計画が担保されるのか、分割納付中に母体企業が倒産した場合、それを誰が保証するのかという問題もあり、検討が必要。(小島) <p>【基金の解散時の納付額の特例措置の公平性に関する懸念を示す意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置については、積立金を満たしている基金との間で不公平感が出てこないか。(小島) <p>【代行制度をやめるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行制度はやめて、資金を厚生年金本体に戻すべきである。(小島) <p>【厚生年金基金連合会は、財政規律と情報開示を徹底すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金連合会については、財政規律と情報開示の徹底とともに、資産運用による不足が発生した場合の解消方法を明らかにすることが必要である。(井手・岡本・矢野) <p>【ポータビリティを拡充すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金のポータビリティについては、厚生年金基金連合会による中途脱退者の通算制度の拡大、企業型・個人型確定拠出年金への資産移換といった形で、実現することが必要。(堀) ・企業年金の通算が必要であり、厚基連で全体をカバーすべき。(翁、小島) ・確定給付企業年金実施企業を離職・退職した従業員の脱退一時金、及び確定給付企業年金が終了した場合に分配される残余財産については、移換先を個々の確定給付企業年金の他、確定拠出年金（企業型、個人型）とすることができるようにすること。また、厚生年金基金を実施する企業を離職・退職した従業員の脱退一時金のうち、加算部分を確定給付企業年金又は確定拠出年金に移換することができるようにすべきである。(井手・岡本・矢野) <p>【支払保証制度を導入すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金について支払保証制度を設ける必要があるのではないかと。(堀、小島、
--	-----------------------------------	--

	<p>④確定拠出年金制度について見直すべき点はあるか。</p> <p>⑤企業年金等に係るその他の論点に</p>	<p>近藤)</p> <p>【支払保証制度を導入すべきではないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権保護は、継続基準・非継続基準に基づく財政検証等を実施することで十分得られる。モラルハザードを惹起する支払保証制度は将来に渡って導入すべきではない。(井手・岡本・矢野) ・支払保証については、設計を間違えるとコストが大きくなり、基金にも大きな負担となる。情報公開や早期是正措置の仕組みで健全性を確保すべき。(翁) <p>【本人拠出分の課税上の制限を撤廃すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助努力支援の観点から本人拠出分の課税上の制限を撤廃するべきである。(井手・岡本・矢野) <p>【確定拠出年金の拠出限度額の引上げを図るべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金の拠出限度額の引上げを検討すべき。(翁、井手・岡本・矢野、堀) <p>【確定拠出年金制度の見直しや要件の緩和を図るべきとの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング拠出を行うべきである。(井手・岡本・矢野、堀) ・脱退一時金の受給要件の緩和を含め中途引出の容認をすべきである。(井手・岡本・矢野、堀) ・第3号被保険者も制度の対象にすべきではないか。(堀) ・加入資格に一定の資格を設ける場合や、掛金の設定方法に勤続年数に応じた率や額を認めるなど、設計上の制約を一層緩和すべきである。(井手・岡本・矢野) <p>【拠出限度額の引上げ等については慎重であるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金の後払いである既存の企業年金を確定拠出に移行することには反対であり、拠出限度額の引き上げには慎重であるべき。(小島) ・マッチング拠出を認めるべきではない。賃金の後払いのための事業主拠出に従業員が積み増すというのはどういうことか、従業員拠出は貯蓄か年金かの性格を明確にする必要がある。(小島) <p>【特別法人税を廃止するべきとする意見】</p>
--	---	--

	<p>ついて、どう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在課税が停止されている特別法人税については、廃止すべきである。(井手・岡本・矢野、小島) ・ 特別法人税を廃止すべき。廃止には公的年金等控除の見直しが必要。(堀) <p>【給付減額についての制限を見直すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付減額の要件については、合意手続きの簡素化などの要件緩和について早期に見直しを行うべき。(井手・岡本・矢野) <p>【確定給付型年金と確定拠出年金を組み合わせるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最適な制度は、一つの企業の中で、企業あるいは従業員のニーズにより、従業員一人ひとりが確定給付型年金と確定拠出年金の最適な組み合わせを選択できる制度である。確定拠出型年金の拠出限度を固定的に決めるのは望ましくない。(若杉) <p>【一時金として受給する場合についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金として受給する場合と比べて課税が不公平なので、一時金として受給する場合の課税を、10～15年の有期年金として受給する場合の課税と同じにすべきではないか。(堀) <p>【財政検証についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非継続基準の財政検証については、これまで数次にわたり弾力化が図れてきたが、今後の状況に応じ、現行の最低積立基準額が予定利率の低下に伴い顕著に増加する仕組みのあり方を検討する必要がある。(近藤) <p>【企業会計基準を修正すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計基準については、中長期的観点から運営される年金制度の実態を反映したものとなるよう早急に修正すべきである。特に厚生年金基金の代行部分について、上記1のように過去期間分、将来期間分とも免除保険料等で政府が手当てすることが明確にされた場合には、企業会計上、代行部分は退職給付債務の算定対象から除外すべきである。(近藤)
--	--------------------	--

検討項目	論点	委員意見
12. 年金改革 と他の社会保 障制度改革	①他の社会保障制度などとの関係 で、年金の給付と負担の水準をど うとらえるべきか。	<p>【給付と負担の水準は総合的に考えるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護、年金のトータルの組み合わせで給付を見ていくことも必要。(杉山) ・給付水準の設定に当たっては、医療、福祉、税制との関連を含めた総合的な検討が必要。(山崎) ・医療、介護等も含めた社会保障の保険料負担ならびに税負担が、負担可能な水準となるように抑制すべきである。また、社会保障制度全体での給付の重複の見直しを検討すべきである。(井手・岡本・矢野) ・負担水準については、他の社会保険料や税負担全体を考慮することが必要。(堀) ・公的年金以外の収入を含めて、高齢世代と現役世代の実質的な均衡が図られるように、給付と負担の水準を設定すべき。(山崎) ・少子化対策や雇用対策、税制等の様々な施策と有機的に連携させて議論を進めるよう関係各所に働きかけていくことが必要。(翁) <p>【国民負担率の上昇を抑制すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護等を含めた現在の社会保険料負担は既に現役世代、企業にとって相当重く、安易な社会保険料の引上げを行うことなく、国民負担率の上昇を極力抑制していく必要がある。(岡本・矢野)

(敬称略)